

令和8年度版
三馬いじめ防止基本方針

令和8年4月
金沢市立三馬小学校

目 次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	金沢市いじめ防止基本方針策定の目的	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	2
(1)	いじめの基本的な考え方	2
(2)	犯罪につながるいじめ	3
(3)	インターネットを通じて行われるいじめの特徴	3
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1)	いじめの未然防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	4
(4)	学校・家庭・地域との連携	4
(5)	関係機関との連携	4
(6)	いじめが「解消している」状態	5
①	いじめに係る行為が止んでいること	
②	被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	金沢市が実施する施策	5
(1)	金沢市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2)	金沢市いじめ防止等対策委員会の設置	6
(3)	金沢市教育委員会が実施する施策	6
①	いじめの未然防止・早期発見に関すること	
②	いじめへの対処に関すること	
③	学校評価及び学校運営改善に関すること	
2	学校が実施すべき施策	8
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2)	いじめ問題対策チーム設置（常設）	8
①	目的	

②	構成	
③	役割	
(3)	いじめの防止等の取組の基本的な考え方	9
①	いじめの未然防止	
②	いじめの早期発見	
③	いじめへの対処	
(4)	いじめの防止等の具体的な取組	13
①	授業改善に関わる取組	
②	道徳教育や人権教育等の充実	
③	自己有用感や自己肯定感を育む取組	
④	児童会や生徒会の取組	
⑤	情報モラル教育の充実	
⑥	アンケートや教育相談	
⑦	校内研修の実施	
⑧	家庭や地域との連携	
⑨	年間指導計画の作成と評価	
3	重大事態への対処	15
(1)	重大事態の発生と報告	15
①	重大事態の意味	
②	重大事態の報告	
(2)	学校又は教育委員会による調査	15
①	調査の趣旨及び調査主体	
②	調査を行うための組織	
③	事実関係を明確にするための調査の実施	
④	その他留意事項	
(3)	調査結果の提供及び報告	17
①	いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	
②	調査結果の報告	
(4)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18
①	再調査	
②	再調査の結果を踏まえた措置等	
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	19
1	金沢市いじめ防止基本方針の検証と見直し	19
2	学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表	19
3	主な相談機関の案内	20

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 金沢市いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、健やかに成長するためには、学校、家庭、地域その他関係機関が連携して、いじめの防止及び解決を図らなければならない。

金沢市いじめ防止基本方針（以下「金沢市基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法第12条（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）を参酌して、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（「国の基本方針」文部科学省）

【本基本方針で使用する用語の略称について】

- ・「法」…いじめ防止対策推進法
- ・「国の基本方針」…いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）
- ・「重大事態ガイドライン」…いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日改訂）
- ・「金沢市基本方針」…金沢市いじめ防止基本方針
- ・「学校基本方針」…学校いじめ防止基本方針
- ・「連絡協議会」…金沢市いじめ問題対策連絡協議会
- ・「対策委員会」…金沢市いじめ防止等対策委員会
- ・「教育委員会」…金沢市教育委員会
- ・「生徒指導支援室」…金沢市教育委員会学校指導課生徒指導支援室
- ・「学校教育センター」…金沢市教育プラザ学校教育センター

3 いじめの理解

(1) いじめの基本的な考え方

- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」に関しては、多くの児童生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験するものである。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているものである。また、学



「いじめの四層構造」

- 級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)も深く影響している。
- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。例えば、けんかやふざけ合いであっても児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断して対応し、場合によっては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

【いじめは笑いに隠される】

- ・いじめられる児童生徒は、自分がいじめられているという事実を認めたくないと思い、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうすることがある。
- ・このことが、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあるだけでなく、いじめる児童生徒から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。

いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり
～児童生徒が安心して学ぶことができる環境を～

H30.3改訂 石川県教育委員会

(2) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【学校において生じる可能性がある犯罪行為等について（事例）】

- ・同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→【傷害】（刑法第 204 条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする
→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる
→【強要】（刑法第 223 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→【強制わいせつ】（刑法第 176 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→【恐喝】（刑法第 249 条）
- ・教科書等の所持品を盗む→【窃盗】（刑法第 235 条）
- ・自転車を故意に破損させる→【器物損壊】（刑法第 261 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く
→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→【児童ポルノ提供等】（児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条）

（「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」H25. 5. 16 文部科学省）

(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワークング・サービス（SNS）^{※1}等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく削除が困難である。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。 等

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことが必要である。

※1 「ソーシャル・ネットワークング・サービス（SNS）」…参加者が互いに友人を紹介し合っていて、新たな友人関係を広げることを目的に設けられたインターネット上のサイトのこと。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全児童生徒を対象として未然防止の取組を行うことが、最も合理的かつ有効な対策である。そのため、ささいな行為がいじめにつながるような潤いに満ちた土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談電話窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭や地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ることが必要である。

(4) 学校・家庭・地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。例えば、学校がPTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局の人権擁護機関等）との適切な連携を図るため、日頃より情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) いじめが「解消している」状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策チームの判断により、より長期の期間を設定する。教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ問題対策チームにおいて、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員で、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を、日常的に注意深く観察する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 金沢市が実施する施策

(1) 金沢市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関が情報を共有し、連携強化を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係者により構成される、「金沢市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する^{※2}。

※2 「金沢市いじめ問題対策連絡協議会条例」第1条（H26.4.1 施行）

(2) 金沢市いじめ防止等対策委員会の設置

市は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、「金沢市いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する^{※3}。

この対策委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) 金沢市教育委員会が実施する施策

① いじめの未然防止・早期発見に関すること

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・道徳教育について専門性を高める研修及び道徳教育推進教師連絡会の開催等

イ 児童生徒の自主的活動の支援及び児童生徒・保護者・教職員への啓発等

いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

- ・中学校区別「創造」会議、ホームページによる発信等

ウ 児童生徒に対する心の健康観察・定期的な調査の実施

いじめの未然防止・早期発見を図り、児童生徒の実態把握に努め、定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

- ・心の健康観察（ここタン）
- ・金沢市いじめアンケートの実施、WEBQUアンケートの実施等

エ 児童生徒・保護者・教職員のための相談体制の整備

児童生徒及びその保護者並びに教職員が、連絡協議会等との連携を含め、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

- ・学校指導課生徒指導支援室（以下「生徒指導支援室」という。）の設置、いじめ電話相談、こども専用相談ダイヤル、金沢市教育プラザ学校教育センター（以下「学校教育センター」という。）による教育相談、スクールカウンセラーの配置、心の絆サポーター・危機管理アドバイザーの派遣等

※3 「金沢市いじめ防止等対策委員会条例」第1条（H26.4.1 施行）

オ 研修等の実施

教職員に対し、自殺予防教育を含めたいじめの防止等のための対策に関する研修及び担当者連絡会の実施など、資質・能力の向上に必要な措置を講ずる。

- ・いじめ防止研修、生徒指導研修、いじめ防止等に対する法的対応力向上連絡会の開催等

カ インターネットを通じて行われるいじめの問題への対応

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、児童生徒のインターネット使用状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

- ・石川県教育委員会「ネットチェッカーズいしかわ」や青少年健全育成センター少年育成支援室「ネットパトロール」等との連携、ネットいじめ防止講演会の開催、金沢市「携帯電話・インターネット」アンケートの実施、相談連絡先の周知等

② いじめへの対処に関すること

ア いじめの通報を受けたときの措置

- ・教育委員会は、学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。この調査については、必要に応じ、対策委員会を活用する。

イ 関係機関と連携した指導・助言

- ・教育委員会は、いじめについて学校だけでの対応が困難な場合や複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合には、生徒指導支援室が、学校教育センター心理士や青少年健全育成センター少年育成支援室長、児童相談所等と連携し、いじめの防止等の対策や学校体制づくりについて指導・助言を行う。

ウ 児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置

- ・教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。また、場合によっては就学校の指定の変

更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

③ 学校評価及び学校運営改善に関すること

ア 学校評価等の留意点

- ・教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。加えて、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- ・教育委員会は、教員アンケートにおいて、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校に必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校評議員等との連携を図りながら、学校運営の改善に向けた指導・助言を行う。

2 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条に基づき、国の基本方針と金沢市基本方針を参酌して、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。その内容としては、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等などを具体的に定めたり、これらに関する年間計画（学校いじめ防止プログラム等）を定めたりすることが考えられる。また、学校基本方針は、学校ホームページへの掲載その他により、入学時・各年度の開始時に児童生徒や保護者等に対して、説明・周知するものとする。

(2) いじめ問題対策チームの設置（常設）

学校は、法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、中核となる「いじめ問題対策チーム」を置く。

① 目的

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うことや、いじめの早期発見・事案対処に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。また、必要に応じて、学校基本方針が適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行）を行うこととする。

② 構成

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、部活動総括担当者等とし、各学校の実情に応じてスクールカウンセラー、学校医等の必要と思われる教職員や専門的知識を有する者等を加え構成する。

また、必要に応じて学級担任や教科担任等が加わるものとする。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会（部会）扱いとして組織図に位置付ける。

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめの問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめの問題に係る情報を一人で抱え込むことなく組織的に共有し、即応できる体制を維持すること。

③ 役割

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ及びその集約（情報収集・共有化等）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約（事実関係の把握・組織的判断等）
- ・発見されたいじめ事案への対応（情報の集約と記録・共有化等）
- ・重大事態への対応

(3) いじめの防止等の取組の基本的な考え方

① いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていくことである。

ア いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒

によるいじめを助長したりする。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行った児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けた児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

イ 分かる授業づくりの推進

児童生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくことが大切である。

また、「自ら問い、自ら行う 金沢探究スタイル」（令和7年3月 金沢市教育委員会）を参考に、授業改善を推進することが必要である。

ウ 障害のある児童生徒等への支援

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差等から、いじめが行われることのないよう外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、LGBT等について、教職員への正しい理解の促進や、学校の必要な対応について周知する。
- ・震災等により被災した児童生徒又は避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・感染症等の罹患者及び家族等への差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起きることのないよう、児童生徒に対して指導するとともに、保護者に対しても理解を求める。
- ・上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

エ 自己有用感^{※4}や自己肯定感^{※5}の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、「他者の役に立っている」と感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

※4 「自己有用感」…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

※5 「自己肯定感」…「ありのままの自分でいいんだ」など、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

オ 児童生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

② いじめの早期発見

早期発見の基本は、児童生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応することである。児童生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

ア アンケート調査や教育相談の実施

全ての学校は、心の健康観察の実施に加え、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意しなければならない。

イ 教師と児童生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりが必要である。休み時間や放課後等での会話や声かけ、生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童生徒から教職員に相談があった場合、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する必要がある。

ウ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、スクールモニター等とも連携を密に行い、児童生徒が健やかに成長するよう学校と家庭、地域が一体となって見守ることができるように支援していく必要がある。

エ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に共有することが必要である。

③ いじめへの対処

いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

ア 組織的な指導体制の確立

学校は、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちにその行為を止めるとともに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有した後、組織的に対応する。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

イ 関係機関との連携

学校がいじめを認知した際、校長は、責任を持って教育委員会に報告する。

学校や教育委員会が、いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、学校は直ちに削除するための措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関を周知するとともに、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

(4) いじめの防止等の具体的な取組

学校は、いじめの防止等に向けて、以下の①～⑨について、具体的な取組を行うこととする。

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、「自ら問い、自ら行う 金沢探究スタイル」（令和7年3月 金沢市教育委員会）を参考にし、焦点化した取組を教職員が共通実践する。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

各学級での終わりの会において「今日の〇〇(よいところ見つけ)」を実施し、人のよいところを見つけて発表する機会を充実させる。

④ 児童会や生徒会の取組

児童会や生徒会が中心となり、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど¹³ 情報モラル教育を児童生徒の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネット等の利用の問題に関しては、家庭との連携を図り、適切に指導を行う。

⑥ アンケートや教育相談

心の健康観察「ここタン」を毎日実施することに加え、年間に複数回（学期に1回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

⑦ 校内研修の実施

全ての教職員が共通認識をもって対応するため、少なくとも年に複数回（年度当初及び1学期中に自殺予防教育を含めて実施）、年間計画に位置付け、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

集めた情報を共有フォルダや生徒指導事案ファイルに綴り、教員間でいつでもだれでも共有できるようにする。

⑧ 家庭や地域との連携

学校基本方針の策定後、児童生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。

その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

⑨ 年間指導計画の作成と評価

上記①～⑧について、年間指導計画を作成するとともに、一定期間が終了した際には、その期間の取組について検証する。また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その改善を図る。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（法第28条第1項第1号）

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（法第28条第1項第2号）

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、国の基本方針、重大事態ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(2) 学校又は教育委員会による調査

いじめの重大事態については、国の基本方針及び重大事態ガイドラインを踏まえ、適切に対応する。

① 調査の趣旨及び調査主体

ア 調査の主旨

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資する。

イ 調査主体の判断

重大事態が発生した場合、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。教育委員会の指導の下、学校が

主体となって調査を行うが、以下のような場合には、教育委員会が主体となって調査を行う。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

② 調査を行うための組織

ア 学校が調査主体となる場合

いじめ問題対策チームが調査に当たる。また、いじめ問題対策チームを母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

対策委員会を招集し、調査に当たる。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもできる。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校や教育委員会自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校又は教育委員会は、対策委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支

援や学習支援等をする必要がある。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過の検証や再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針について」（令和7年12月改訂文部科学省）を参考とするものとする。

④ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒・保護者・地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する必要がある。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付し、教育委員会は市長に提出する。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

上記②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

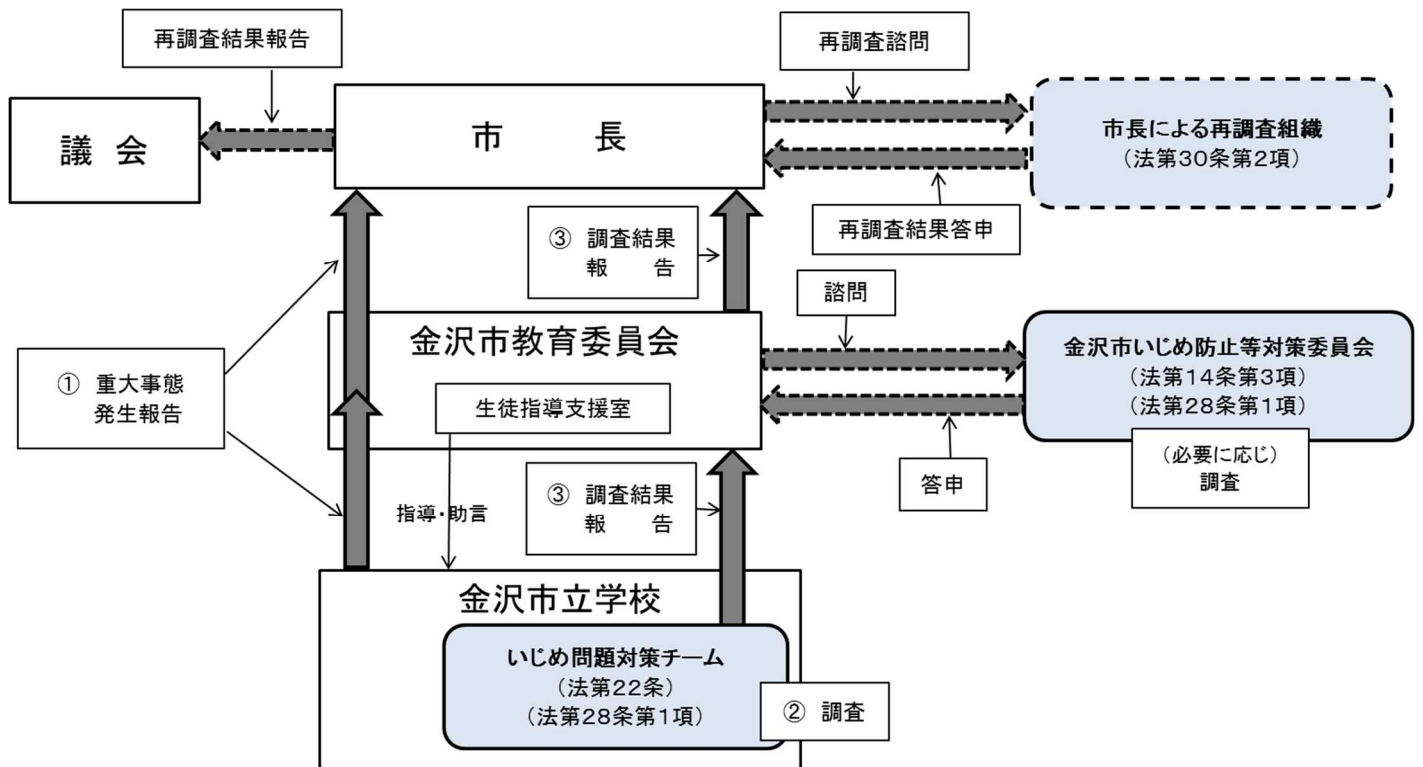
再調査についても、学校又は教育委員会による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、市長と協議の上、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、指導主事や学校教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の人的支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

【重大事態対応図】



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 金沢市いじめ防止基本方針の検証と見直し

教育委員会は、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案して、必要があると認められるときは、基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて適切な措置を講じる。

2 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表

教育委員会は、市立小・中・高等学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

3 主な相談機関の案内

相 談 機 関	電話番号	受付時間
金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル	0120-92-8349	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ いじめ電話相談	076-243-1019	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ 電話相談	076-243-0874	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザこども相談センター (金沢市児童相談所) ・虐待通報 ・児童相談所全国共通ダイヤル (こども家庭庁) ・児童相談所相談専用ダイヤル (こども家庭庁)	076-243-4158 076-243-8348 189 0120-189-783	月～金 9:00～17:45 24時間受付
石川県教育委員会 24時間子供SOS相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
(全国共通) 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間受付
石川県こころの健康センター(相談課) こころの相談ダイヤル	076-238-5750 076-237-2700 0570-783-780	月～金 8:30～17:15 月～金 9:00～17:00 月～金 17:00～翌日 9:00 土日祝 0:00～24:00
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番(法務省) みんなの人権110番 (インターネット人権相談窓口) ※SOSミニレター(無料) eメール LINEじんけん相談 こどもの人権SOSチャット こどもの人権SOS-eメール	0120-007-110 0570-003-110 (メール相談可)	月～金 8:30～17:15 月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室 (金沢法務少年センター)	076-222-4542	月～金 9:00～17:00

石川県警少年サポートセンター いじめ110番 ヤングテレホン	0120-617-867 0120-497-556	24時間受付 月～金 9:00～17:45
金沢こころの電話	076-222-7556	月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 【祝・振替】 月～水 9:00～21:00 木～土 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00
いのちの電話	0120-783-556	毎日 16:00～21:00 (毎月10日は8:00～ 翌11日8:00まで)

(様式1)

令和8年度 いじめ問題対策チーム設置報告書

学 校 名	金沢市立三馬小学校
-------	-----------

職名又は校務分掌等	氏 名	備 考 (外部人材に●) (学校・警察連絡員に★)
校長	地下 雅志	
教頭(学校・警察連絡員)	荒井 奈津代	★
主幹教諭	山内 一良	
生徒指導主事	増林 聖也	
教育相談担当	堤谷 康平	
1年学年主任	石田 美保	
2年学年主任	横田 典子	
3年学年主任	三宅 佐知子	
4年学年主任	加藤 直子	
5年学年主任	馬場 志穂	
6年学年主任	坂下 望美	
養護教諭	盛一 二差子	
特活主任	若田 拓也	
S C	押野 真喜子	●
上記以外の人材		

※ 外部人材・・・心理や福祉の専門家（SC、SSW等）、弁護士、医師、生徒指導サポーター、いじめ対応アドバイザー、PTA関係者 等

※ 学校・警察連絡員・・・副校長・教頭、生徒指導主事 等（文科 初第2121号令和5年2月7日）